

広島県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年十月二日までの間、縦覧に供する。

令和七年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

溝口加計線

三 道路の区域

区 間		新 旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
山県郡北広島町戸谷字大祖路一三〇九八番七地先から 山県郡北広島町戸谷字大祖路一三〇九八番三 地先まで	旧	四・七〇〇 ・八〇	九・〇〇		
	新	四・七〇〇 ・八〇	九・〇〇	拡幅	